

藤沢市公民館条例の一部改正について  
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例  
藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表藤沢市立善行公民館の項に次のように加える。

体育室	1,000	1,500
-----	-------	-------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した藤沢市立善行公民館体育室の供用を開始することに伴い、その使用料を定める必要による。